

総会

配布：一般

2017年2月1日

第71会期

議事日程議題 68(c)

2016年12月19日に総会により採択された決議

〔第三委員会の報告書に基づく (A/71/484/Add.3)〕

71/204. イラン・イスラム共和国における人権状況

総会は、

国際連合憲章、並びに世界人権宣言¹、国際人権規約²およびその他の国際的な人権文書に基づき、

つい最近のものは、2015年12月17日の決議70/173である、イラン・イスラム共和国における人権状況に関する総会の従前の諸決議を想起し、

1. 決議70/173に従って提出された2016年9月6日の事務総長報告書³および2016年3月23日の人権理事会決議31/19⁴に従って提出された、2016年9月30日のイラン・イスラム共和国における人権状況に関する人権理事会の特別報告者の報告書⁵に留意する。

2. 特に女性と種族的少数者の構成員に対する差別を取り除くことに関するまた表現および言論の自由に対するより大きな場に関する、幾つかの重要な人権問題に関して、イラン・イスラム共和国大統領により為された誓約を歓迎し続ける。

¹ 決議217A (III)。

² 決議2200A (XXI)、添付文書。

³ A/71/374。

⁴ 総会公式記録、第71会期、補遺No.53 (A/71/53)、第IV章、A節を参照。

⁵ A/71/418。

3. 適切に履行された場合には、新刑事訴訟法の部分を含む、幾つかの人権の懸念に対処する、イラン・イスラム共和国における立法上のまた行政上の変化を認める。

4. 定期的報告書の提出を通したものを含む、人権条約機関とのイラン・イスラム共和国の関与を歓迎し、そして特に児童の権利に関する委員会また障がい者の権利に関する委員会とのイラン・イスラム共和国政府の関与そして普遍的定期的審査におけるその参加に留意する。

5. 基本的なサービスへのアクセス、特に保健医療と子どもの教育へのアクセスを、アフガニスタン難民に認めている、多数のアフガニスタン難民を受け入れるイラン・イスラム共和国の取組をまた歓迎する。

6. それが女性を差別しているという懸念故に、年一回の公務員試験を延期するというイラン・イスラム共和国政府の決定を更に歓迎する。

7. イラン・イスラム共和国とイラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者との連絡が増えていることおよび彼らの間の対話、並びにその他の特別手続職務権限保有者への拡大された招待を歓迎する。

8. 人権に関する双務的な対話に従事するイランの高等人権評議会およびその他のイランの係官の最近表明された意向をまた歓迎する。

9. 強制的な自白に基づくまたは少数者や児童の権利条約⁶と市民的及び政治的権利に関する国際規約²両方に違反した、犯行時に18歳未満であった者に対する、その国際義務に違反した、最も重大な犯罪の質でない犯罪に対して遂行された処刑を含む、イラン・イスラム共和国による死刑を課すことと執行の憂慮すべき高い頻度に重大な懸念を表明し、収監者の家族または法定代理人への通告無しに遂行された処刑を含む、国際的に承認された保護条項の無視が継続していることに懸念を表明し、そしてイラン・イスラム共和国政府に対し、前の司法権の長により発せられた公開処刑を終わらせることを求めている2008年命令に反している、この慣行を、法においてまた実際に、廃止することを求める。

⁶ 国際連合、条約集、第1577巻、No.27531。

10. イラン・イスラム共和国に対し、刑法の改正、イラン・イスラム共和国の憲法上の保証および国際的な義務に一致して、誰も、性的暴力を含む可能性のある、拷問またはその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷付ける取扱いまたは処罰、そして犯罪の性質にまったく不適切な処罰の対象とならないことを、法においてまた実際に、確保することを求める。

11. イラン・イスラム共和国に対し、強制失踪および広範なまた組織的な恣意的拘禁を止め、そして逮捕の時からまた裁判の全ての段階と全ての上訴審を通して、人が選定した法定代理人への時宜を得たアクセス、拷問、残虐なまた非人道的な品位を傷付ける取扱いまたは刑罰を受けさせられない権利、および保釈許可や裁判までの間の拘束からの保釈のためのその他の合理的な釈放条件の考慮を含む、公正な裁判基準を確保するための手続的保障を、法においてまた実際に、護持することを促す。

12. イラン・イスラム共和国に対し、刑務所の劣悪な条件に対処すること、収監者が直面している適切な医療に対するアクセスの拒否そしてその結果としての死の危険を取り除くこと、またその健康についての重大な懸念にも関わらず、2009年の大統領選挙からの指導的な反対派の人物の継続したまた持続した自宅監禁、並びに逮捕を通じたものを含む、その親類および扶養家族に用いられている圧力に終止符を打つことを、求める。

13. 司法部および公安部を含む、イラン・イスラム共和国に対し、独立した、多様なそして多民族の市民社会が、妨害および危険な状態から離れて活動できる安全で可能な環境を、法においてまた実際に、創り出しそして維持することをまた求め、イラン・イスラム共和国に対し、政治的反対者、人権擁護者、女性と少数者の権利の活動家、労働指導者、学生の権利の活動家、学界、映画製作者、ジャーナリスト、ブロガー、ソーシャル・メディアの利用者、宗教指導者、芸術家、法律家、および承認されたまた承認されていない宗教的少数者とその家族に対する、いやがらせ、脅迫、および訴追を終わらせることによるものを含め、オンラインとオフラインの両方での、表現、言論、結社および平和的な集会の自由に対する権利についての広範且つ重大な規制を、法においてまた実際に、終わらせることを促し、そしてイラン・イスラム共和国に対し、これらの権利の合法的行使のために恣意的に拘禁された人を釈放すること、そのような基本的自由を行使したことに対する、死刑および長期の国外追放を含む、過度に苛酷な刑を撤廃することを考慮することまた国際連合人権制度と協力している個人を含めて、個人に対する報復を終わらせることを、更に求める。

14. イラン・イスラム共和国政府に対し、移動の自由に対する権利、到達し得る最高水準の身体的

および精神的健康を享受する権利並びに働く権利を含む、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別およびその他の人権侵害を、法においてまた実際に、取り除くこと、暴力に対する女性と女兒のための保護およびその平等は保護と司法へのアクセスを確保する措置を講じること、児童の権利に関する委員会により勧告されたような、関係する子どもの出来事、早期のまた強制的な結婚に対処すること、指導者の地位や意志決定過程における女性の参加を促進し、支援しそして可能にすることそして、イラン・イスラム共和国のあらゆるレベルの教育における女性の高い在籍者数を認識すると同時に、教育のあらゆる側面に対する女性の平等なアクセスおよび労働市場における並びに経済的、文化的、社会的および政治的生活のあらゆる側面における女性の平等な参加に関する規制を撤廃することを強く促す。

15. イラン・イスラム共和国に対し、アラブ、アゼリー、バローチおよびクルド並びにその擁護者を含むがそれに限定されない、宗教的、種族的、言語的またはその他の少数者に属している人々に対する、あらゆる形態の差別およびその他の人権侵害を、法においてまた実際に、取り除くことを求める。

16. 思想、良心、信教または信念の自由に対する権利に関する現行の厳しい制限や規制、礼拝所の設立に関する規制、礼拝所および埋葬場所に対する攻撃、並びにイラン・イスラム共和国におけるキリスト教徒、ユダヤ教徒、イスラム教スーフィー派、イスラム教スンニ派、ヤルサニ教徒、ゾロアスター教徒およびバハーイー教の構成員並びにその擁護者を含む、承認されたまた承認されていない宗教的少数者に属する人々に対する暴力の結果をもたらしている、いやがらせ、迫害、恣意的な逮捕や拘禁、教育へのアクセスの拒否および憎悪への扇動を含むがそれに限定されない、その他の人権侵害について重大な懸念を表明し、そしてイラン・イスラム共和国に対し、2008年以降恣意的に拘禁されてきていると人権理事会の恣意的拘禁に関する作業部会により宣言された7名のバハーイー教の指導者を含む、承認されたまた承認されていない少数の宗教的集団の構成員の地位や活動のために投獄された全ての宗教的実行者を釈放すること、そして事業や財産の廃止または没収、免許の取り消しや政府または軍の地位や選挙で選ばれた職を含む、特定の公的および私的部門における採用の拒否などの経済的制約を含む、あらゆる形態の差別および承認されたまた承認されていない宗教的少数者に属する人々に対するその他の人権侵害を、法においてまた実際に、取り除くことを求める。

17. イラン・イスラム共和国に対し、イランの司法および治安機関が関与しているものを含む、重大な人権侵害のあらゆる事例に対応した包括的な説明責任過程を開始することを求め、そしてイラン・イスラム共和国政府に対し、そのような違反に対する刑事責任の免除を終わらせることを求める。

18. イラン・イスラム共和国に対し、2017年に信頼に足る、透明なそして包括的な大統領選挙を確実にすることそして全ての候補者にイラン国民の意志の自由な表明を保証するため世界人権宣言¹と市民的及び政治的権利に関する国際規約に適合したやり方で立候補することを許すことをまた求め、そしてそのためにもイラン・イスラム共和国政府に対し、独立した国内のまた国際的な監視を許可することを求める。

19. イラン・イスラム共和国に対し、イランが既に当事国であるそれらの人権条約の下でのその義務を実施すること、不正確であるかまたは条約の趣旨および目的と両立しないと考えられるあらゆる留保を撤回すること、イランが当事国である国際人権条約の機関により採択されたイラン・イスラム共和国に関する最終報告書に従って行動することを考慮することそしてイランがまだ当事国でない国際人権条約の批准または加入を考慮することを更に求める。

20. イラン・イスラム共和国に対し、以下のことを行うことにより、国際人権制度とのその関与を深めることを求める。

(a) 特別報告者の任務を遂行するため、同国を訪問するという彼により為された繰り返された要請を受諾することによるものを含んで、イラン・イスラム共和国における人権状況に関して彼と十分に協力すること。

(b) その訪問に関して不当な条件を課することなしにイラン・イスラム共和国が発行した継続的招待にも関わらず、その領域に対するそのアクセスが規制されてきているかまたは拒否されてきている、テーマ別の特別手続職務権限保持者からの同国へのアクセスを求める長期にわたる要請を促進することによるものを含む、その他の特別制度との協力を増すこと。

(c) 履行過程において独立した市民社会とその他の利害関係者の完全且つ純粋な参加を得て、2010年のその第一周期および2014年のその第二周期からの全ての受諾した普遍的定期的審査勧告を実施すること。

(d) 国際連合人権高等弁務官事務所を含む国際連合との人権および司法の改革に関する協力を探究することを続けることにより、普遍的定期的審査過程とのイラン・イスラム共和国の関与に基づくこと。

(e) 経済的、社会的および文化的権利に関する委員会の勧告に当然払うべき敬意を払って、人権理事会の第一回と第二回の普遍的定期的審査の双方の文脈において為された、独立国内人権制度を設立するというその公約を継続すること。

21. イラン・イスラム共和国に対し、人権の懸念に関してイラン・イスラム共和国の大統領により為された誓約を、可及的速やかに明らかな改善をもたらす具体的行動に移すことを続けることそしてその国内法が国際人権法の下でのその義務と適合することまたそれがイランの国際義務に従って履行されることを確保することをまた求める。

22. イラン・イスラム共和国に対し、事務総長とイラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者の報告書において強調された本質的懸念、並びに総会の従前の諸決議において見出された行動に対する具体的呼びかけに対処することを、そして法においてまた実際にその人権義務を十分に尊重することを求める。

23. 関連するテーマ別の特別手続職務権限保持者に対し、イラン・イスラム共和国における人権状況に関して調査することと報告することを目的とした、イラン・イスラム共和国における人権状況に特別の注意を払うことを強く奨励する。

24. 事務総長に対し、その実施を改善するための選択肢と勧告を含む、本決議の実施において為された進展について総会の第 72 会期に報告すること、そして人権理事会の第 34 会期に、人権理事会に対して中間報告書を提出することを要請する。

25. 「人権の促進および保護」と表題のついた議題の下で総会の第 72 会期に、イラン・イスラム共和国における人権状況の検討を続けることを決定する。

第 65 回本会議

2016 年 12 月 19 日